革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）
公募（補完）研究　公募要領

独立行政法人　農業･食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）は、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」等に則しつつ、民間企業、大学、独立行政法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。平成２５年度補正予算及び平成２６年度予算で措置された「革新的技術創造促進事業」を国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業において委託研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

１　事業の概要

農林水産・食品分野は食を通じて、人の生命や健康の維持に直結し、人が自然環境に手を加えることにより継続する産業であることから、その研究は医学、工学、理学など異分野との境界領域が数多く存在します。近年、異分野との融合研究としては、農林水産物、食品の機能性研究において医学、栄養、薬学との連携が進んでいるものの、概して、自らの研究機関のみ、あるいは同一分野内の研究独法と都道府県試験場が基礎研究から実用化研究までを分担して実施する垂直統合型の研究が多く、いわゆるクローズド・イノベーションによる研究が進められています。

一方、欧米においては、分野をまたいだ研究ネットワークが構築され、それぞれの研究機関、企業が保有する技術やアイデアを持ち寄る形で、オープン・イノベーション研究が進められ、国際的な技術競争力を高めています。

このため、本事業では、我が国の農林水産業・食品産業の国際競争力の強化を図るため、農林水産業の生産現場や消費者等のニーズを踏まえ、遺伝子工学、医学、ＩＣＴ、ナノテクノロジー等異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野へ活用する研究開発について、公募を通じて研究を委託します。

２　対象研究領域、公募類型及び公募する研究の内容等

（１）対象研究領域

本事業を推進するため、以下の対象研究領域について、領域ごとに試験研究計画の公募を行います。

①医学・栄養学との連携による日本食の評価
②情報工学との連携による農林水産分野の情報インフラの構築
③理学・工学との連携による革新的ウイルス対策技術の開発
④工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材等の開発

（２）公募の類型

次の２つの類型により試験研究計画の提案を公募します。

①　計画研究〔公募終了〕

（１）のそれぞれの研究領域について、拠点となる研究機関を核としたプラットフォームを構築し、地域の技術ニーズに基づき、実用化を目指した研究開発を行うものです。

計画研究については、既に公募を終了し、採択機関が決定しています。今回公募はいたしませんので、ご注意ください。

②　公募（補完）研究〔今回公募〕

①　研究を補完しうる個別の要素技術についての研究開発を行うものです。

今回の公募の対象は、公募（補完）研究のみです。提案いただく課題の単位は原則、（３）における小課題（　ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）等）ごととしますが、１）②、１）③　等については、複数の小課題をまとめた提案が可能です。

（３）公募する研究の内容等

（１）の対象研究領域毎に、以下の内容の研究（〇印）を優先的に公募します。また、計画研究を効果的に補強する研究についての提案を受け付けますが、その対象は△印となります。なお、以下の内容に含まれないが各分野研究戦略の推進に資する観点からの提案も可能とします。

１）医学・栄養学との連携による日本食の評価

①　日本食の評価（日本型の食事パターンの評価）

ⅰ）食生活・スタイルの評価（コホート等の取組を含む）〇

ⅱ）日本食の特徴的食品（米食、大豆食品、発酵食品、魚介類・海藻、出汁、お茶等）の評価△

ⅲ）多様な調理法及び食べ方の評価△

（注１）食生活・スタイルの評価にあたっては、既に進んでいる地中海食の研究を参考に、栄養、健康影響、満足度等についてスコア化を検討すること。

（注２）日本食の特徴的食品の評価については、その食品を研究対象とした根拠を記載すること。

（注３）多様な調理法及び食べ方の評価については、日本食の培われた伝統、文化を考慮しつつ、科学的エビデンスを得るようにすること。

②　日本食がストレス・脳機能に与える影響の評価

ⅰ）日本食がストレスに与える影響の評価〇

ⅱ）日本食が睡眠の質などに与える評価〇

ⅲ）日本食が計算能力、記憶力等学力に与える評価〇

③　日本食が運動機能に与える影響の評価

ⅰ）日本食が運動パフォーマンスに与える影響の評価（ヒトについての評価を実施する）△

ⅱ）運動と食事との相互作用の評価（ヒトについての評価を実施する）〇

２）情報工学との連携による農林水産分野の情報インフラの構築

① 共通のデータベース・情報共有システムの構築

ｉ）これまでの政府及び関連団体の取組み成果を活かした、農家の競争力向上に資するものとするとともに、特定ベンダーへの偏りが生じないことを含めた、国際的な利活用を見据えたシステム構築と標準化に関する研究△

（注）政府ＩＴ戦略本部の新戦略推進専門調査会農業分科会がまとめた「農業創成・流通促進戦略」を踏まえ、拠点研究機関の研究領域と重なるテーマであっても、同機関の取組を補完できると提案者が判断した課題は応募できるものとする。

② 情報入力・通信環境の整備及びセンサーの機能の検討と低価格化のための研究

ｉ）作物の環境、生育状況等の把握を中心とした非破壊・連続計測を圃場で安定的に特殊な環境制御を実施することなく実現可能な安価なセンサーの開発と情報入力・通信技術の開発〇

（注１）研究期間終了時における技術開発の達成目標について、具体的なスペック（粒度等）を設定し、またそのスペックによってもたらされる効果を具体的に記述すること。

（注２） 情報入力・通信技術とセンサーは、通信量や送信頻度など密接な関係にあり、両者の開発を併せて行うことが望ましい。（個別の提案であっても受付は可能です。）

③ 各種コンテンツの開発

ｉ）生産性の向上、品質管理、リスクマネジメントに資するコンテンツの開発（既存のセンサーでは取得が困難であった情報を取得する新たなセンサーの活用による新たなコンテンツの開発（ＡＰＩの開発）を含む）〇

ⅱ）マーケットイン型の生産方式へのシフトに資するエビデンスの開発〇

（注） ２）の補完研究応募に当たっての留意点

・畜産・林業・水産等の分野におけるコンテンツの開発も可能とするが、流通、消費への情報流通について認識した計画とすること。

・上記①～③のすべての提案について、社会実装の実証試験を行うことを記載する。

３）理学・工学との連携による革新的ウイルス対策技術の開発

① 抗ウイルス農薬、動物用医薬品、抵抗性植物品種等の開発

ｉ）農薬・動物用医薬品について、計画研究（拠点研究機関）の提案内容を動植物分野に応用した基礎研究に加えて、実用化の見える研究〇

（注）実用化の見える研究の例

・計画研究において開発する抗鳥インフルエンザ製剤の効率的接種技術の開発

・農薬、動物用医薬品の開発については、候補物質を絞り込むとともに、当該候補物質についてデリバリーシステムも念頭に、効果、安全性等に関

する研究期間終了時における具体的な達成目標を提示すること。

ⅱ）国内で深刻な問題となっている植物ウイルス病（例えばナス科作物における重要なＲＮＡウイルス病等）を対象とした抵抗性品種の作出〇

ⅲ）動物ウイルス病に対するワクチンデリバリーシステムや、高いバイオセーフティレベルの無人化ロボット、防疫作業等の際の快適な防護服の開発等〇

② 迅速かつ正確なウイルス検知技術等の開発

ⅰ）鳥インフルエンザ等を対象とした家畜の生産現場で迅速、簡便、安価に使用できる検出技術（診断キット）と、その検出技術を用いた省力的モニタリングシステムの総合的な開発〇

ⅱ）植物分野を対象としたイムノクロマト法による飛躍的に高感度となるような省力的モニタリングシステムの開発△

４）工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材等の開発

① セルロースナノファイバー（ＮＣ）を用いた素材開発

ⅰ）農産物や木材由来のＮＣに係る、原料特性を考慮した高機能ナノ構造体の製造と用途開発に関する研究△

② ナノ構造体シリカを用いた素材開発

ⅰ）原料特性や安全性を考慮した、農林水産物由来のナノ構造体シリカの製造と用途開発に関する研究〇

③ ナノカーボンを用いた素材開発

ⅰ）農産物由来のナノカーボン材料の製造と用途開発に関する研究△

ⅱ）植物由来構造の利用に関する研究△

（注）４）の補完研究応募に当たっての留意点

・研究開発に当たっては、最終的な工業製品の出口を念頭において低コスト化を図ること。

・「工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材の開発」研究戦略のうち、３．研究の推進方向　の　４）共通事項については、拠点研究機関の方針に従うこと。

３　応募要件等

（１）応募の要件

提案する試験研究は、次の①及び②の要件を満たしていることが必要です。

① 平成２６年５月１５日付けで農林水産省が公表した研究領域別の「異分野融合研究戦略（以下「戦略」という。）」（別添）の趣旨に合致する研究開発についての具体的な計画が立案できており、達成すべき具体的な目標が設定されていること。

② 拠点研究機関が開催するワークショップ、推進会議等に必ず出席し、研究の推進方針等について拠点研究機関との連携の下に研究を実施することが可能なこと。

（２）研究実施体制

公募（補完）研究については、単独での応募又は複数の研究機関等からなる研究グループのどちらも応募が可能です。

（３）資格要件（単独での応募及び研究グループによる応募の両方に共通）

応募することができる者（単独で応募する場合は当該機関、研究グループで応募する場合は代表研究機関）は、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者です。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であること。

※研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の２つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有していること。

イ 知的財産、研究管理等に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。

② 平成２５・２６・２７年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約（公募（補完）研究にあっては１０月を予定）までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成２２・２３・２４年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

（http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html）

研究機関が、平成２５・２６・２７年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

（http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do）

③ 委託契約の締結に当たっては、生研センターから提示する委託契約書に合意できること。

④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

（４）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グ

ループを構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表研究機関からしていただく必要があります。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと生研センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究契約方式）が確実であること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

4 研究費の規模と範囲

（１）研究期間：３年以内

（２）研究費の上限

公募（補完）研究：５千万円／１課題、年

ここでいう課題とは原則小課題単位とするが、上限額にとらわれず、小規模な（例えば1000 万円程度）ものも含め、研究内容に見合う様々な規模の提案を受け付けます。

なお、複数の小課題をまとめた提案（２（２）②参照）の研究費の合計が、この上限額を超えることはあり得ます。

ただし、予算の範囲内で本事業を実施するため、応募していただいた金額については調整させていただくことがあります。

（３）委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

１）直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の研究課題に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

研究会等への出席謝金及び講演、原稿の執筆等に対する謝金。

③ 旅費

国内外への出張に係る経費。

④ 試験研究費

・機械・備品費

本事業の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が１０万円以上の物品とします。ただし、本事業の実施期間が３年間であることから、耐用年数が４年以上の機械・備品については、原則と

してリースまたはレンタル方式（この場合の経費は「借料及び損料」になります。）により導入することとし、購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等が対象です。

・消耗品費
　本事業の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・印刷製本費
　報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・借料及び損料
　物品等の借料及び損料。

・光熱水料
　研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・燃料費
　研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・会議費
　ワークショップ等の開催に係る会議費。

・賃金
　本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

・雑役務費
　物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤　その他必要に応じて計上可能な経費
　外国人招へい旅費・滞在費等。

２）一般管理費
　１）④の試験研究費の１５％以内。

３）消費税等相当額
　１）及び２）の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の８％

※１　人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※２）を人件費単価に乗じた額としてください。

※２　エフォート（研究専従率）
　総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を１００％とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※３　直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。
　また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることになりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）を行って下さい。

さらに旅費については、出張内容と研究課題の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管して下さい。

※４　一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

（４）研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる研究委託契約を締結した場合、研究実施期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。ただし、研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合など特別の理由がある場合に限ります。

（５）購入機器等の帰属及び管理

受託者(研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が研究委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は､委託事業期間中は受託者に帰属します｡受託者には､委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研センターへの返還の要否をお知らせすることにしています。

また､「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明記してください。

５　応募から委託契約までの流れ

平成２６年７月３１日（木）	公募要領の公表・公示
８月２２日（金）	応募受付締切り
９月上中旬	面接審査（必要に応じ書面審査）
９月中旬	採択研究課題の決定・公表
１０月	委託契約締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

６　応募手続きについて

（１）応募方法

応募者は､府省共通研究開発管理システム(以下｢e-Rad｣という。http://www.e-rad.go.jp（別紙１参照)）を使用して、応募してください。研究グループによる応募の場合は拠点研究機関の代表者がコンソーシアム等の研究内容をとりまとめた上で応募してください。e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。研究費の配分を受ける研究機関は全て登録が必要ですが、少な

くとも提案書を提出する拠点研究機関は提案書提出までに登録が必要です。また、共同研究機関は採択までには登録していただく必要があります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、現在未登録の機関については余裕を持って登録手続きをしていただくようご注意ください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお聞きください。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad 上の情報を参照してください。

（注）応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研センターが定めた応募様式に必要事項を記載した提案書に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をＰＤＦファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

（２）応募受付期間

本事業への応募期間は、平成２６年７月３１日（木）１４：００ ～ ２６年８月２２日（金）１２：００までとします。e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに０：００～２４：００です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、e-Rad 上にて予めお知らせがあります。

（３）応募書類

提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙２の（提案書様式（記載例含む））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。）

※提案書の書式は、公募の生研センターウェブサイト又は e-Rad からダウンロードしてください。

（４）応募に当たっての注意事項

①本事業の応募の締切りに遅れた場合には、受け付けません。

②e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。

③提出後の応募情報の修正には応じられません。

④応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

⑤次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

ア　応募資格を有しない場合

イ　提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正

できない場合

ウ　応募情報に虚偽が認められた場合

7　採択研究機関の選定

（１）選定方法

委託予定先の選定に係る審査は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、（２）の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっております。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

（２）審査の観点

評議委員会において以下の観点に基づき審査を行い、その結果を総合的に勘案して委託先を選定します。

①提案された研究開発の内容が、戦略の趣旨に合致したものであること。

②農林水産・食品分野の成長産業化の礎となる技術が示され、その実用化に向けた目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。

③農林水産・食品分野の成長産業化の基盤となる技術の確立が期待でき、社会・経済への独創的で大きなインパクトが期待できること。

④計画研究を効率的に補完するものであること。

⑤応募者が、選定された研究領域、テーマについて高い研究能力を有すること。

⑥研究成果の事業化、実用化支援が可能なこと。

（３）審査の手順

①　審査は、提出された提案書をもとに生研センターが応募要件に適合しているかの審査を行い、その後必要に応じ書面審査を行うことがあります。その結果に基づいて面接審査の対象とする研究機関を選定します。

②　①で選定された研究機関について、評議委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補研究機関を選定します。

③　生研センターにおいて、②の採択候補研究機関について重複応募等をチェックした上で最終的な採択機関を決定します。

（４）選定結果等の通知

面接審査における選定結果については、速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関）に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研センターのウェブサイトに掲載する予定です。

なお、不採択となった課題については、通知の際に、不採択理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に研究実施計画の修正を行っていただきます。

８　委託契約の締結

（１）委託契約の締結

７により選定された者と、委託契約を締結します（研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと生研センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙３を御覧ください）。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

（２）翌年度以降の取扱い

平成２７年度以降の研究課題は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。ただし、１２に基づいて行う評議委員会における研究課題の評価の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

９　研究開発の運営管理

生研センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

① 生研センターは、本事業の開始に当たり、各研究課題の進行管理、関係行政機関等との調整等を行う責任者として、生研センターの担当理事が務めるプログラム・ディレクター（ＰＤ）を生研センター内に設置します。ＰＤは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、必要に応じて、ＰＯ（プログラム・オフィサー）を通じて指導等を行います。

② 研究課題の進行管理については、農林水産分野及び関連分野の専門的知見及び研究管理に関する経験を有するＰＯを配置して行います。受託者（研究グループにあっては拠点研究機関）の研究代表者には、ＰＤの指導のもと、ＰＯと調整を図りながら、事業における他の研究機関の代表者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等に御協力いただくことになります。

１０　「国民との科学・技術対話」の推進

平成２２年６月１９日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

・生産者、消費者、関係業界等への幅広な研究成果情報の発信
・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となりますのでご承知ください。

（注）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、１件当たり年間３千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

（※については、内閣府ホームページ
(http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf) を御覧ください。）

１１　研究成果の取扱い

（１）研究成果報告書等

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研センターに提出するとともに、研究終了時から５年間は成果の活用状況を生研センターに報告していただきます。

また、受託者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末に生研センターに提出していただきます。

（２）研究成果の発表

研究代表者や研究分担者等は、本事業により得られた成果について、知的財産の保護に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

なお、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果を公表するに際しては、事前にその概要を生研センターに連絡するとともに、本事業の研究課題に係る活動又は成果であることを明記し、公表した資料については生

研センターに提出してください。

（３）研究成果の帰属

受託研究により発生した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）の趣旨を踏まえ、以下のア～エの条件の遵守を約する確認書を研究委託契約後に提出することを条件に、受託者に帰属させることとします。ただし、生研センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研センターの許諾を必要とします。

① 成果が得られた場合には、遅滞なく生研センターに報告すること。

② 生研センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知的財産権等を無償で利用する権利を、生研センター又は生研センターが指定する者に許諾すること。

③ 当該知的財産権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に必要があるとして生研センターが要請する場合、当該知的財産権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

④ 当該知的財産権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研センターの承認を受けること（ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該特許権等の譲渡又は許諾を行ったことを生研センターへ報告すること）。

ア 子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

イ 承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定ＴＬＯ（同法第 12 条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、生研センターにお問い合わせください。

（４）特許権等の管理

特許権等については、次の事項についても御留意願います。

① 本事業は、国からの運営費交付金による委託研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不適当と判断される場合には、（３）により研究成果に係る特許権等を受託者に帰属させることができません。また、受託者が（３）の条件を満たさない場合も研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。

② 本事業の研究成果によって得られた特許権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成１８年５月２３日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成１９年３月１日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。（詳しくは、http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/pdf/sisin_ets_03.pdf を御覧ください。）

③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という）の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと。）を認めています。

委託先において職務発明規程等が定められていない場合は、生研センターへの研究成果の譲渡や実施権の許諾等に不都合が生じますので、速やかに整備をしてください。

④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。

（５）収益納付

研究終了後 10 年間は収益状況報告書を提出していただくとともに、収益状況報告書を精査した結果、受託者の構成員に相当の収益が生じたと認められた場合は、以下の計算式により算出される金額を生研センターに納付していただきます。

納付額＝収益額×（委託費の確定額の総額／企業化に係る総費用）×企業化利用割合
×１／２

注１ 式中「収益額」とは、本事業の成果に係る製品毎に算出される営業利益をいう。

注２ 式中「委託費の確定額の総額」とは、研究課題に必要な経費として、確定された各年度における委託費の総額をいう。

注３ 式中「企業化に係る総費用」とは、委託費の確定額の総額及び製品の製造に係る設備投資等の合計額をいう。

注４ 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合をいう。

１２ 研究課題の評価

生研センターは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構競争的資金事業実施規程」（平成１５年１０月１日付け１５規程第７３号）及び「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）評価実施要領（後日策定）」に基づき、研究課題の評価を実施します。

評価結果は、研究実施計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

受託者は、研究課題の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

１３　不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※１）及び過度の集中（※２）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成１７年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf）

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

（１）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

（２）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※１　不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
・その他これらに準ずる場合

※２　過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
・その他これらに準ずる場合

（注）エフォート

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。提案書では、特別の指定がない場合には、この考え方で記入してください。

応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

１４　研究費の不正使用防止のための対応

（１）不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成１８年８月３１日総合科学技術会議決定）にのっとり、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

（ http://www.s.affrc.go.jp/docs/pdf/kanrikansa_guideline.pdf ）が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

取組の一環として、生研センターにおいては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

① 応募申請時には、研究グループを構成する全構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（別紙２（提案書様式）２－１）。

② 採択審査の際には、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）等に対し、経費の適正執行について説明を行います。

③ 適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めること及び調査を行うことがあります。

（２）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：１０年間

イ ア以外による場合

a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：５年間

b a及びc 以外の場合：２～４年間

c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：１年間

② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：５年間

③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は２年間とし、下限は１年間で端数は切り捨てる。）の期間

④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので、下記を御覧ください。

（http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/pdf/huseisiyouga.pdf）

１５ 虚偽の申請に対する対応

事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記１４（２）の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

１６　研究活動の不正行為防止のための対応

（１）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成１８年２月２８日総合科学技術会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成１８年１２月１５日付け１８農会第１１４７号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）にのっとり、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成１８年１２月１５日付け１８農会第１１４８号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらのガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

（※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、
http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm を御覧ください。）

（２）不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降２年から１０年

② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降１年から３年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

１７　個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照くだ

さい。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース(注)」へ提供されます。

（注）政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

１８　中小企業の支援（中小企業技術革新制度：ＳＢＩＲ）

本事業は、「中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。

① 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料、審査請求料の減免措置
② 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
③ 日本政策金融公庫による低利での特別融資
④ 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付金額及び割合の拡充（平成２７年度まで）
⑥ 公共調達における入札参加機会の拡充
⑦ 「SBIR 特設サイト」における研究開発成果や事業 PR 情報の掲載

なお、SBIR 特設サイトについては、現在、研究人材とのマッチング支援等のため外部サイト（「J-GLOBAL」、「JREC-IN」との連携を進めています。

これら中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）についての説明等は、SBIR 特設サイトを御覧下さい。

（http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html）

１９　動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成１８年６月１日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令

等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。
（※については、農林水産省のホームページ
(http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html）をご覧ください。）

２０　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究所について

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」）に所属する研究所等が応募（代表研究機関又は構成員として参画する研究グループが応募する場合に限る）し採択された場合、農研機構に所属する研究所等は別途措置されている予算を使用して事業を執行いただくことになります。

したがって、当該研究所等が別途措置されている予算を使用して事業を執行する場合、当該研究所等が購入した機器等の帰属に係る手続きは適用されない、また、当該研究所等が実施した研究開発の成果は当該研究所等に帰属するなど、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うことになります。

２１　問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研センターのホームページにて公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、できる限りメールによりお問い合わせいただくようお願いします。

記

○ 公募全般に関する問い合わせ

独立行政法人　農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
（生研センター）
新技術開発部基礎的研究課　担当者：高瀬、鈴木、伊藤（真）

E-mail　kisoken@ml.affrc.go.jp

住　所　〒333-8537
埼玉県さいたま市北区日進町１丁目 40 番地２
(http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html)
ＴＥＬ：０４８－６６９－９１９０
ＦＡＸ：０４８－６６６－９２６７
受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00
（土、日、祝日を除く。）

○ 契約事務について

生研センター新技術開発部基礎的研究課

担当者：伊藤、水渕
ＴＥＬ：０４８－６６９－９１９０
ＦＡＸ：０４８－６６６－９２６７

別紙１

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

１　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは､各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（１）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「http://www.e-rad.go.jp/」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

（２）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに00:00～24:00
ヘルプデスク電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）
ヘルプデスク受付時間：平日9：00～18：00
（平成26年7月24日現在。時間については、今後、変更する可能性がありますので、e-Radのポータルサイト「システムのサービス時間」
http://www.e-rad.go.jp/terms/support/index.htmlにて御確認ください。）

２　応募受付期間について

平成２６年７月３１日（木）１４：００～平成２６年８月２２日（金）１２：００

３　システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

※　所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。
※　研究機関の登録は、通常でも１～２週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合もありますので、余裕をもって申請を行ってください。

４　提案書の作成について

（１）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成します。

（２）提案書のＰＤＦファイルの作成

e-Rad若しくはスキャナー等でＰＤＦ形式のファイルに変換してください（１０ＭＢ以内。白黒でも可。）。

５　応募情報の登録について

（１）応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

① システムの「研究者向けマニュアル（http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html）」及び本資料
② 提案書と提案書のＰＤＦファイル
③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
④ 各研究者の平成２６（２０１４）年度、２７（２０１５）年度及び２８（２０１６）年度の予算額（直接経費（総額）及び一般管理費（総額））

（２）応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究開発責任者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します（共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。）。システムでの公募名は、「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）うち公募（補完）研究」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

（３）応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」（http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html）を御覧ください。

６　その他

（１）提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ポータルサイトの「最新のお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

（２）応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究開発責任者は、応募の内容について生研センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、１週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。

（提出に当たって本ページは削除すること）

● 試験研究計画提案書は、以下の構成となっております。

【必須】となっている様式は必ず提出すること。

【該当試験研究計画のみ】となっている様式は該当試験研究計画のみ提出すること。

● 本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。必要な様式を全てe-Rad システムにて提出すること。

革新的技術創造促進事業 （異分野融合共同研究）		
・様式	表紙	【必須】
・様式１－１	試験研究計画概要図	【必須】
・様式１－２	試験研究計画のポイント	【必須】
・様式１－３	研究グループの構成	【必須】
・様式１－４	試験研究計画の実施体制図 （研究グループの関係図）	【必須】
・様式２－１	試験研究計画の内容	【必須】
・様式２－２	参画機関の特許権等への取組状況	【必須】
・様式２－３	経理事務体制について	【必須】

● 試験研究計画提案書作成に当たっては、必ず下記の資料をご一読願います。

① 「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」による応募手続きについて（別紙１）

② 「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」に係る契約方式について（別紙３）

（提出に当たって本ページは削除すること。）

「革新的技術創造促進事業」（異分野融合共同研究）
試験研究計画提案書

~~計画研究~~　　公募（補完）研究

~~※どちらかに○印を付けること。~~

試験研究の対象分野（該当する項目に○をつけてください）	―	１　医学・栄養学との連携による日本食の評価
	―	①　日本食の評価（日本型の食事パターンの評価）
		ⅰ）食生活・スタイルの評価
		ⅱ）日本食の特徴的食品（米食、大豆食品、発酵食品、魚介類・海藻、出汁、お茶等）の評価
		ⅲ）多様な調理法及び食べ方の評価
	―	②　日本食がストレス・脳機能に与える影響の評価
		ⅰ）日本食がストレスに与える影響の評価
		ⅱ）日本食が睡眠の質などに与える影響の評価
		ⅲ）日本食が計算能力、記憶力等学力に与える評価
	―	③　日本食が運動機能に与える影響の評価
		ⅰ）日本食が運動パフォーマンスに与える影響の評価
		ⅱ）運動と食事との相互作用の評価
		④　その他の分野
	―	２　情報工学との連携による農林水産分野の情報インフラの構築
	―	①　共通のデータベース・情報共有システムの構築
		ⅰ）システム構築と標準化に関する研究
	―	②　情報入力・通信環境の整備及びセンサーの機能の検討と低価格化のための研究
		ⅰ）安価なセンサーの開発と情報入力・通信技術の開発
	―	③　各種コンテンツの開発
		ⅰ）生産性の向上、品質管理、リスクマネジメントに資するコンテンツの開発（新たなセンサーの活用による新たなコンテンツの開発を含む）
		ⅱ）マーケットイン型の生産方式へのシフトに資するエビデンスの開発
		④　その他の分野
	―	３　理学・工学との連携による革新的ウイルス対策技術の開発
	―	①　抗ウイルス農薬、動物用医薬品、抵抗性植物品種等の開発
		ⅰ）農薬・動物用医薬品について計画研究の内容を動植物分野に応用した基礎研究に加えて実用化の見える研究
		ⅱ）国内で深刻な問題となっている植物ウイルス病を対象とした抵抗性品種の作出
		ⅲ）動物ウイルス病に対するワクチンデリバリーシステムや、高いバイオセーフティレベルの無人化ロボット、防疫作業等の際の快適な防護服の開発等
	―	②　迅速かつ正確なウイルス検知技術等の開発
		ⅰ）鳥インフルエンザ等を対象とした家畜の生産現場で迅速、簡便、安価に使用できる検出技術と、その検出技術を用いた省力的モニタリング技術の総合的な開発
		ⅱ）植物分野を対象としたイムノクロマト法による飛躍的に高感度とな

		るような省力的モニタリングシステムの開発
		③　その他の分野
	―	4　工学との連携による農林水産物由来の物質を用いた高機能性素材等の開発
	―	①　セルロースナノファイバー（ＮＣ）を用いた素材開発
		ｉ）農産物や木材由来のＮＣに係る原料特性を考慮した高機能ナノ構造体の製造と用途開発に関する研究
	―	②　ナノ構造体シリカを用いた素材開発
		ｉ）原料特性や安全性を考慮した農林水産物由来のナノ構造体シリカの製造と用途開発に関する研究
	―	③　ナノカーボンを用いた素材開発
		ｉ）農産物由来のナノカーボン材料の製造と用途開発に関する研究
		ii）植物由来構造の利用に関する研究
		④　その他の分野

研究機関名 （研究グループの場合は代表機関名）	

試験研究計画名	

研究実施期間	平成〇〇～〇〇年度（〇年間）

	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	合　計　額
必要経費（総額）	〇〇，〇〇〇（千円）	〇〇，〇〇〇（千円）	〇〇，〇〇〇（千円）	〇〇，〇〇〇（千円）

【代表研究機関名等】

（フリガナ） 研究代表者名		役職	
所属機関・部署名			

（フリガナ） 経理責任者名		役職	
所属機関・部署名			

様式１－１　【試験研究計画概要図】*Ａ４用紙１枚（縦・横いずれでも可）*

試験研究計画名	

この研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

様式１－２　【試験研究計画のポイント】*Ａ４用紙１枚*

各項目について文字数厳守で簡潔に記載してください。

①　解決すべき技術的課題　（→p.○）	*（100文字以内厳守）*

②　試験研究計画の内容（概要）（→p.○）	*（200文字以内厳守）*
採択の際に記載の一部を公表させていただく可能性がありますので、公表に差し支えない内容を記載してください。	

③　試験研究計画の達成目標　（→p. ○）	*（100文字以内厳守）*

④　技術的な優位性　（→p. ○）	*（100文字以内厳守）*
提案時点における研究の進捗状況等技術シーズについて具体的に記載して下さい。	

⑤　提案する試験研究計画の実現可能性、 継続的に研究を行う体制　（→p. ○）	*（100文字以内厳守）*

様式１－３【研究グループの構成】*Ａ４用紙１枚*

―	機関名（支所等名まで記載）	メンバーとする理由、主な役割（簡潔に記載）	26 年度の研究費の見込額（千円）	27 年度の研究費の見込額（千円）	28 年度の研究費の見込額（千円）
代表研究機関					
共同研究機関					
合　　計					

（必要に応じて行を追加・削除）

※１　研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を簡潔に記載してください。

※２　単独機関による研究の場合は、代表研究機関の欄に記入してください。

②　研究グループの設立見込み（設立方式及び設立可能時期）

研究グループによるコンソーシアムの設立方法や設立可能時期について記載してください。

様式１－４【試験研究計画の実施体制図（研究グループの関係図)】*Ａ４用紙１枚*

③　　（研究グループの関係図）

（注１）単独機関による研究の場合は、記載は不要です。（注２）各機関ごとに、研究実施場所及び試験研究計画を記載してください。
（注３）民間企業については、そのことが分かるように記載してください。

様式２－１【試験研究計画の内容】

対象研究分野	表紙様式の研究開発項目の中から該当する記号を記入してください。

試験研究計画名			
研究機関名又は研究グループ名・代表研究機関名		研究代表者名	
研究実施期間	平成〇〇年度～〇〇年度（〇年間）		

１．異分野融合研究開発戦略との関係と開発のキーとなる技術

我が国の農林水産・食品産業の成長産業化に向け、遺伝子工学、医学、ＩＣＴ、ナノテクノロジー等異分野の革新的な技術を農林水産・食品分野に活用するという各研究戦略の背景から、本研究に取り組む背景と目的を記載してください。また、農林水産・食品分野の成長産業化の礎となる技術とその実用化に向けた取組について、提案内容に活用できると考えられる現在お持ちの研究成果とシーズについても具体的に記載してください。

２．試験研究計画の具体的内容

（１）研究開発等の方法等

提案する研究開発等の方式又は方法について、別添の分野別戦略に記載された研究開発の具体的内容及び研究開発の目標を踏まえて、具体的に記載してください。

特に、「日本食」領域においては、研究の対象として特定の食材を選定する場合には、その根拠を具体的に記載してください。

（２）各年度の試験研究計画・目標等

①　試験研究計画の構成及び年次計画

（１）で記載した試験研究計画における、各年度の実施計画と目標並びに研究グループの参画機関ごとの研究内容について、分かりやすく記載してください。

また、試験研究計画の個々の研究項目をどのような手順で行い、各年度にどの程度の経費が必要となるかを、以下の一覧表にまとめてください。

研究項目	平成２６年度	２７年度	２８年度
１．〇〇における△△の確立 (1)・・・・・・・・・・・の解析 (2)・・・・・・・・・・・の開発 (3)・・・・・・・・・・・の試作 ２．〇〇における△△の開発 (1)・・・・・・・・・・・の解明 (2)・・・・・・・・・・・の開発	(1)・・・・の解析（〇〇大学〇学部）→	(2)・・・・の開発（〇〇県〇〇試験→ (3)・・・・の試作（(独)〇〇機構〇〇研究所）→ (1)・・・・の解明（〇〇大学〇学部）→ (2)・・・・の開発（〇〇株式会社）→	
所要経費（千円）	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

注）消費税は内税で計上してください。

② 研究項目ごとの研究方法

試験研究計画の研究項目ごとの目標を達成するための手法について、分かりやすく記載してください。

③ 研究項目ごとの予算配分の妥当性

試験研究計画の研究項目ごとの研究内容と手法に係る予算配分の妥当性について、各試験研究計画の内容を踏まえながら分かりやすく記載してください。

３．試験研究計画の達成目標

提案する試験研究計画に係る研究開発の目標について、年度ごとに具体的に記載してください（「△△△△が可能なこと。」、「〇〇〇〇式であること。」、「△△△△については〇〇以上であること。」、「〇〇個以上について△△する。」その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載してください。）。特に、「情報インフラ」領域においては、センサーの分解能、情報取得の時系列的な頻度・面的なメッシュの大きさ等、達成を目指す技術のスペックを具体的に記載して下さい。

上記の研究開発の目標（達成目標）については、その設定理由や設定が妥当である理由（具体的データ等）を記載してください。

４．効果的な研究の実施

拠点研究機関とどのように連携していくのか、研究ワークショップ等への参加に加え、拠点研究機関との相互交流等具体的な方針を記載してください。

５．試験研究計画の実現可能性について

（１）当該提案に有用な研究開発実績

試験研究計画に沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発又は本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関について記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

（２）当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

本委託事業を進めるに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

（３）研究期間終了後の継続的な研究体制について

本事業による研究期間の終了後においても、本事業で創出した研究成果の検証や実用化に向けた発展的研究を行うなど、研究成果の事業化、実用化を支援していくために、どのような体制を整備しているかを具体的に記載してください。

６．研究開発の実績等

（１）現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究代表者のほか、各研究機関の研究員ごとに、制度名、試験研究計画名、実施期間及び予算額を記載してください。また、今回応募する試験研究計画と関連する場合は、その研究成果・内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業の試験研究計画と明確に区別できることを記載してく

ださい。

（記載例）
研究代表者名（所属機関）
〇〇費（〇〇省）、「・・・に関する技術開発」（2005 ～ 2009）
〇〇助成費（〇〇省）、「・・・に関する研究」（申請中）（2009 ～ 2012）
共同研究機関の研究員（所属機関）

（２）研究機関（共同研究機関の場合はグループとして）のこれまでの活動状況

試験研究計画を応募するに当たって、研究機関（共同研究機関のグループの場合は完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。）としてのこれまでの活動状況（産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等）があれば、簡潔に記載してください。

（３）現に実施し、又はこれから実施する予定の自己資金により並行して実施する研究開発

本試験研究計画を受託した後に、当該委託業務から得られた研究開発成果を実用化するために必要な実証研究、最適化研究、製品開発などの研究開発を並行して実施する際は、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。

また、受託を希望している研究と類似する自己資金による研究を明確に区別できることを記載してください。

７．契約書に関する合意

生研センターから提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「〇〇 〇〇（代表者氏名）」は、試験研究計画「〇〇〇〇〇の研究」の契約に際し、生研センターより提示された委託契約書に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で、提案書を提出します。

8. 各研究機関等の研究費の詳細見込額

研究機関名又はグループ名：

（1）各年度別経費内訳（単位：千円）

委託費の内訳	所要額（千円）			備　考
	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	
①　直接経費				ア～オの計
ア．人件費				
イ．謝金				
ウ．旅費				注３を参照してください
エ．試験研究費				
（エ．うち機械・備品費）	（　　）	（　　）		⑵機械・備品費に内訳を記載
オ．その他必要に応じて計上可能な経費				
②　一般管理費				注４を参照してください
③　消費税等相当額				注５を参照してください
合　計（①＋②＋③）				注６を参照してください

（2）機械・備品費の内訳（単位：千円）

機械・備品名 （ﾒｰｶｰ名・規格等を併記）	数量 （単位）	単価	金　額	使用目的及び必要性	設置部署
（平成２６年度）					
（平成２７年度）					
（平成２８年度）					

※１（１）各年度別経費内訳表の「エ．うち機械・備品費」欄に計上した機械・備品費の内訳を記載してください。

※２耐用年数が４年以上の機械・備品については、原則としてリースまたはレンタル方式（この場合の経費は「借料及び損料」になりますので、この欄には記入しないで下さい。）により導入することとし、購入が認められる機械等はリースやレンタルができない機械等が対象です。

※３機械・備品費は、原則、初年度に計上してください。
また、計上していない機械備品の購入は、原則、認められません。

※４汎用性の高い備品（パソコン、フリーザー等）は計上できません。

（３）雑役務費（１件当たり 100 万円以上）の内訳（単位：千円）

件名	数量 (単位)	単価	金　額	使用目的及び必要性	備考
（平成２６年度）					
（平成２７年度）					
（平成２８年度）					

※１　１件当たり 100 万円以上の雑役務（試作品作成・データ分析・賃貸借　等）を計画している場合に記載してください。

※２　３件以上を計画している場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

（注１）委託費の内訳は、公募要領４の（３）「委託経費の対象となる経費」に従って記載してください。

（注２）各所要額は、消費税（８％）込みで記載してください。

（注３）外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください（記載例　2014 年度外国旅費〇〇〇千円）。また、どのような研究をどこの国で行う必要があるのか、様式２－１の２（２）の「①試験研究計画の構成及び年次計画」に具体的に記載してください。

（注４）一般管理費は、試験研究費の１５％に相当する額以内で計上してください。

（注５）消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る８％に相当する額を計上してください。具体的には、「人件費・謝金」の８％に相当する額を計上してください（人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外）。また、「人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません（所要額欄に「－」を記載する）。

（注６）合計（①＋②＋③）欄は、試験研究計画提案書１頁の「必要経費（総額）」と一致させること。

9. 研究機関及び研究者情報

（1）研究機関の概要

研究機関又は、参画機関（代表研究機関を含む）の代表者名、住所等（実際に研究を実施する支所、学部等ごとに作成）

代表研究機関	機関名				
	所在地住所	〒○○○－○○○○			
	研究代表者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****（内線）	FAX	**-****-****
		e-mail		エフォート	（%）
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****（内線）	FAX	**-****-****
		e-mail		エフォート	（%）
	経理統括責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****（内線）	FAX	**-****-****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****（内線）	FAX	**-****-****
		e-mail			
	業務概要				
	従業員数	（人）			
	財務状況 （注5～6）	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		当期純利益（千円）			
		資本金（千円）			
		純資産（千円）			

共同研究機関	機関名				
	所在地住所	〒○○○－○○○○			
	研究実施責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****（内線）	FAX	**-****-****
		e-mail		エフォート	（%）

	経理責任者	ふりがな 氏名		役職名	
		所属	○○○部○○○課		
		TEL	**-****-****(内線)	FAX	**-****-****
		e-mail			
	業務概要				
	従業員数	（人）			
	財務状況 （注5～6）	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		当期純利益(千円)			
		資本金(千円)			
		純資産(千円)			

（注１）　単独機関による研究の場合は、代表機関の欄に記入して下さい。
（注２）　代表研究機関及び全ての共同研究機関について研究実施責任者を記載して下さい。
（注３）　研究代表者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者、経理統括責任者と研究実施責任者は、それぞれ別の者である必要があります。
（注４）　電話番号、FAX番号、e-mailアドレスは半角文字で記載してください。
（注５）　共同研究機関が複数ある場合は、様式を追加すること。
（注６）　財務状況は「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。
（注７）　地方公共団体に関しては、財務状況の記入は不要です。
また大学等については、公表されている財務関係の資料から、内容的に近い項目を記入してください。項目名は適宜修正・追加していただいて構いません。
（注８）　年度は直近３カ年を記入してください。（２５年度の財務関係資料が確定されている場合は、２３年度から２５年度までを記入してください。）

（２）研究者情報

①研究代表者の経歴等（研究代表者のみ記載）

研究代表者名	
最　終　学　歴	
学　　位	
主な職歴と 研　究　内　容	

②主な研究論文、著書及び特許の取得（研究代表者・研究分担者すべての者において記載）

氏　名	学位	所属・役職	主な研究論文・著書・特許（近年の重要なものを５件以内）

（提案課題と関連があるものについては◎をつけること）
（注）著者（共著者）に本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと

様式２－２【参画機関の特許権等への取組状況】*原則Ａ４用紙１枚以内・必須*

試験研究計画名			
代表研究機関名		研究代表者名	

（１）当該試験研究計画についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無

方針･指針等がある場合はその概要を記述してください。

（２）各参画機関における職務発明規程の他、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等の有無

指針、規程等がある場合はその概要を記述してください。

（３）研究グループにおける特許権等管理指針、ポリシー、規程等の有無

指針、規程等がある場合はその概要を記述してください。

（４）各参画機関における特許権等の担当部署や担当官、特許権等に関する問合せ窓口の配置（設置）の有無

担当部署、窓口等がある場合はその概要を記述してください。

様式２－３【経理事務体制について】*Ａ４用紙２枚以内・必須*

試験研究計画名			
代表研究機関名		研究代表者名	

１．区分経理処理が行える会計の仕組みについて

（１）現在、区分経理処理が行える会計の仕組みが整備できていますか。
※どちらかに〇を付してください。

・　現在整備できている

・　現在整備できていない

（２）その内容

２．経理執行体制について
（１）現在の経理体制・職務内容

（２）内部牽制について

別紙３

「革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）」に係る契約方式について

革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）の契約については、農林水産省において行っている契約方式によることとし、研究機関が共同して構成した研究グループの場合には、この研究グループ（コンソーシアム）を委託先として、委託契約を締結することとします。

その際の事務の流れは次の１．及び２．のとおりです。

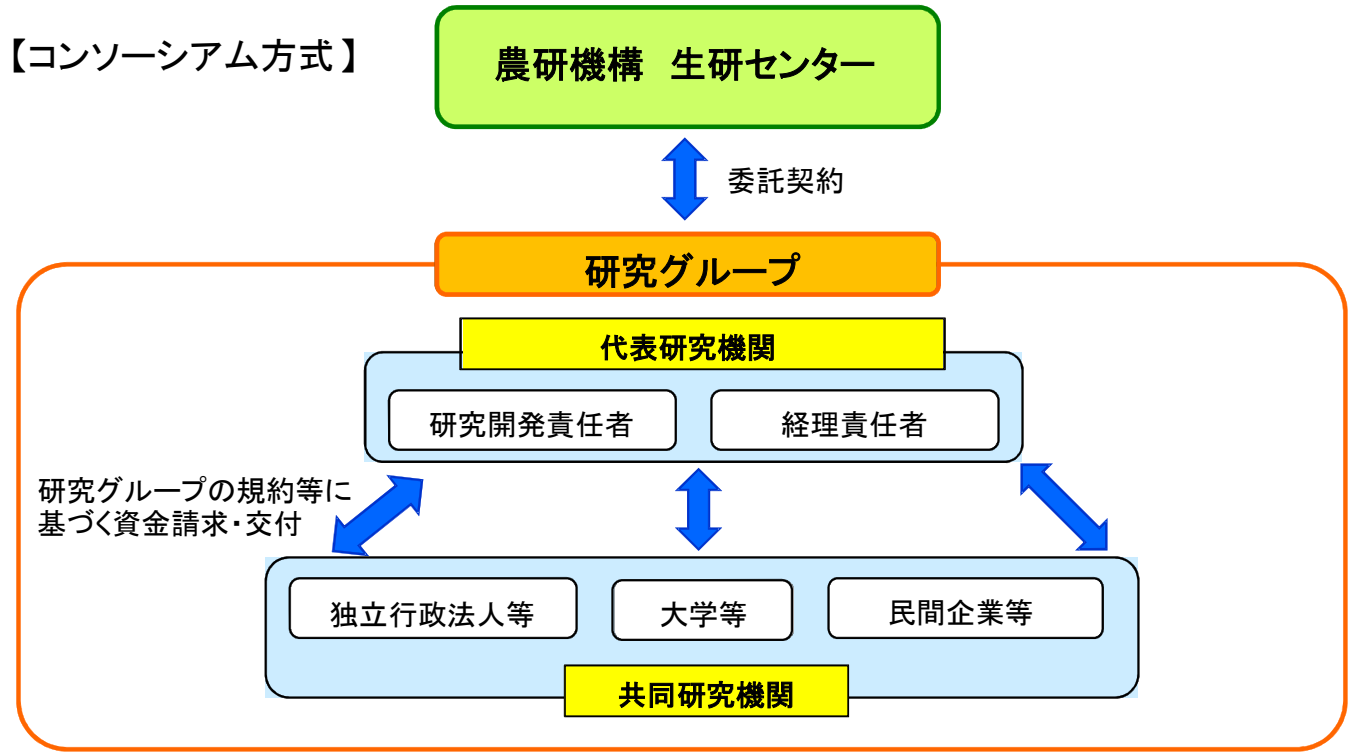

（１）研究グループと生研センターとの契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関が生研センターと契約していただきます。革新的技術創造促進事業（うち異分野融合共同研究）公募要領「３（４）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、代表研究機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

【研究グループの設立方式】

① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法（規約方式）

② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が協定書を交わす方法（協定書方式）

③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法（共同研究方式）

※規約等のひな形は別添のとおりです。

（２）研究グループは、当該コンソーシアムの代表機関を決定していただきますが、代表機関の主な業務は次のとおりです。

◎生研センターとの委託契約の締結
◎生研センターへ委託事業に係る資金の請求及びその受領
◎コンソーシアムの他の構成員への資金交付
◎生研センターへの委託契約の変更（中止）申請
◎委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
◎コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理
◎知的財産権の研究成果に関し、構成員（共同研究機関）に特許権等の取得を促すこと
◎生研センターへの研究成果報告書、国外への特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前協議書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書の提出
◎構成員（共同研究機関）である法人等から提出された実績報告書（収支決算及び成果の概要）の内容確認、取りまとめ、額の確定
◎生研センターへの実績報告書の提出
◎生研センターからの依頼に基づく委託事業の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告

１．公募から契約締結までの事務の流れ

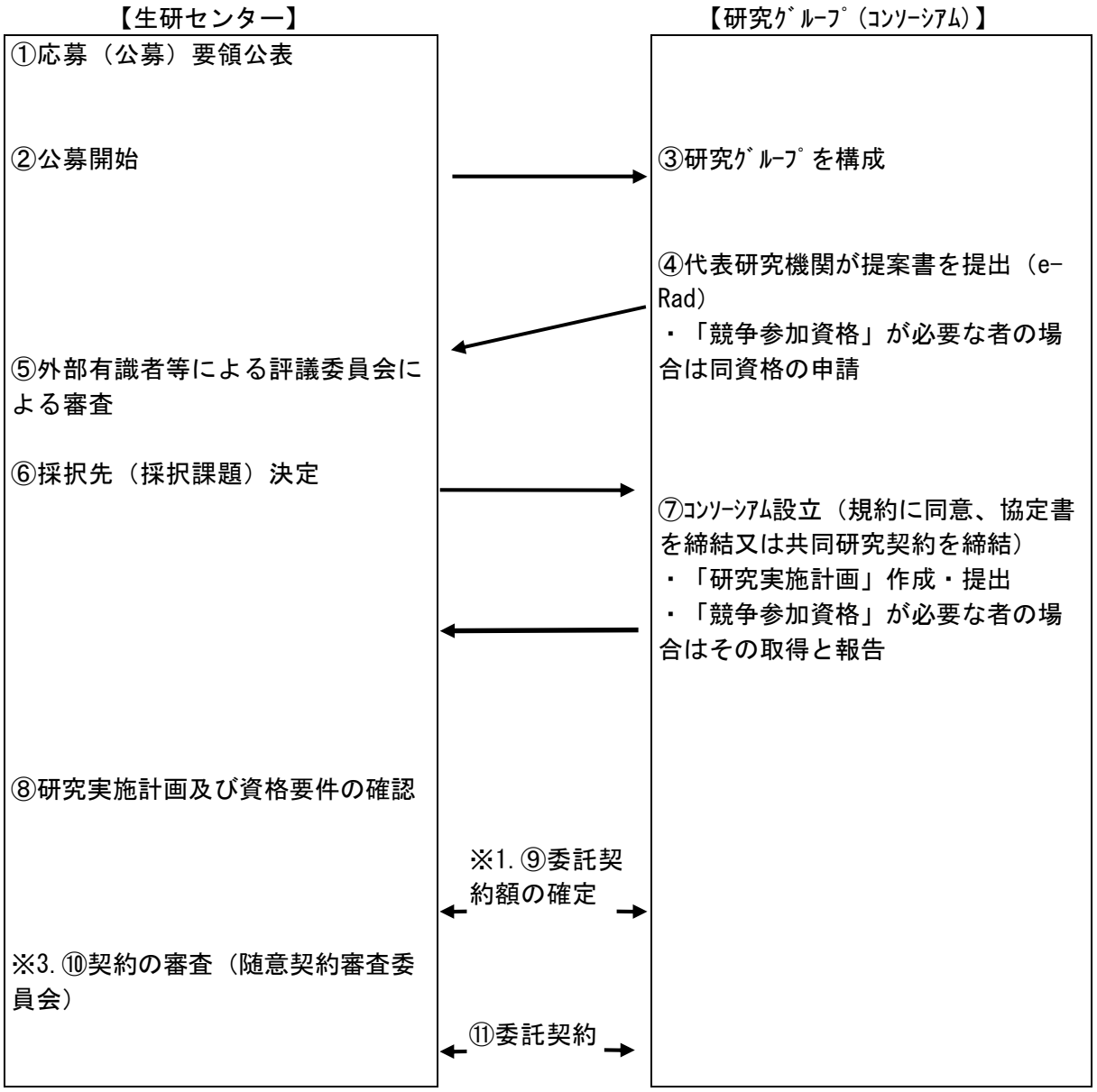

※1. 委託契約額は、生研センターが「研究実施計画」により「予定価格（非公開）」を算定し、採択先が生研センターに対して、この価格を下回る価格を提示したときに確定します。

※2. 採択がされても、資格要件が満たされない場合や委託先が提示する価格が予定価格を下回らない等の場合は、採択を取消し、契約は締結しませんので、ご留意下さい。

※3. 契約に当たって、生研センターの「随意契約審査会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合がありますので、生研センターから提出の指示があれば、速やかに提出して下さい。

※4. 委託費の支出の対象となるのは、契約締結日以降に発生した当該研究のための経費です。契約日前に発生した経費は、対象となりませんので、ご注意下さい。

２．契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）

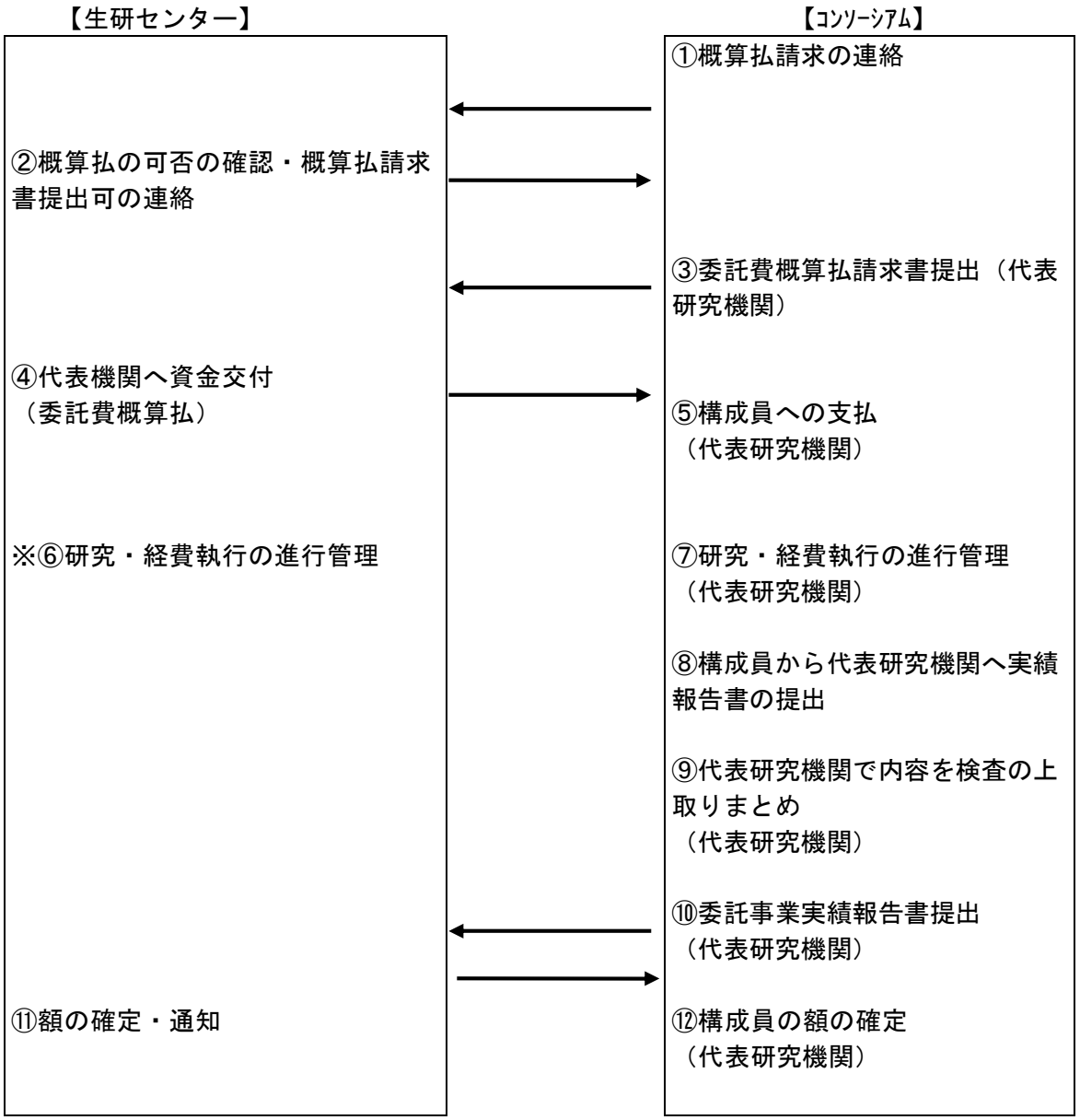

※⑥生研センターは、経費の執行管理を確認するため、研究実施期間中、証拠書類の提出を求めるほか、現地に出向いて経理調査を行うことがあります。

○○コンソーシアム規約

平成○年○月○日制定

第１章　総則

（名称）

第１条　この団体は、○○コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）という。

（事務所）

第２条　コンソーシアムは、その主たる事務所を構成員である○○県○○市○○区○○所在の△△研究所内に置く。

（目的）

第３条　コンソーシアムは、××××の開発に向けた研究を行うことを目的とする。

（事業）

第４条　コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）（以下「本研究事業」という。）に関する業務を行う。

２　各構成員による本研究事業の分担は、コンソーシアムが独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）との間で締結した委託契約書別紙の委託試験研究実施計画書の定めるところによる。

第２章　構成員

（構成員）

第５条　コンソーシアムは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

一　△△研究所

二　○○大学大学院○○研究科

三　株式会社○○研究所

四　○○農業協同組合××部

（書類及び帳簿の備付け）

第６条　コンソーシアムは、第２条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一　本規約及び第 18 条各号に掲げる規程

二　構成員の氏名及び住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名）を記載した書面

三　収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

四　その他第 18 条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

２　構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく代表機関にその旨を届け出なければならない。

（地位の譲渡の制限）

第７条　構成員は、全構成員の同意を得ないで、本研究事業に関して当該構成員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

（入会）

第８条　コンソーシアムの構成員となろうとする者は、全構成員の同意を得なければならない。

（脱退）

第９条　構成員は、本研究事業が終了するまでの間は脱退することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一　本研究事業のうち当該構成員自らが実施することとなっている部分の全部が中止又は終了となった場合

二　破産手続開始の決定があった場合

三　死亡

四　前各号に掲げる場合のほか、脱退を要するやむを得ない事由があると代表機関が認めた場合

（除名）

第 10 条　コンソーシアムは、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該構成員を除名することができる。この場合において、代表機関は、その総会の開催の日の 30 日前までに、当該構成員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、代表機関に対して弁明する機会を与えるものとする。

一　コンソーシアムの事業を妨げ、又はコンソーシアムの名誉をき損する行為をしたとき。

二　本規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

２　代表機関は、除名の決議があったときは、その旨を当該構成員に通知するものとする。

第３章　総会

（総会の開催）

第 11 条　コンソーシアムの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　総会の議長は、総会の出席構成員が互選する。

３　通常総会は、毎年度１回以上開催する。

４　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一　構成員現在数の２分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二　その他代表機関が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第 12 条　総会の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

２　前条第４項第１号の規定により請求があったときは、代表機関は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

（総会の議決方法等）

第 13 条　総会は、全構成員の出席がなければ開くことができず、総会の議事は、全構成員の同意をもって決定する。

２　構成員（議長を含む。）は、総会において、各１個の議決権を有する。

３　総会においては、前条第１項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

（総会の権能）

第 14 条　総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一　年度事業実施計画及び収支予算の設定又は変更

二　年度事業成果報告書及び年度事業実績報告書並びに収支決算

三　この規約の変更

四　諸規程の制定及び改廃

五　コンソーシアムの解散

六　構成員の除名

七　本研究事業の実施に関すること

八　前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関する重要な事項

（書面又は代理人による議決権の行使）

第 15 条　やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の書面は、総会の開催の日の前日までに代表機関に到達しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を代表機関に提出しなければならない。

４　第 13 条第１項の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 16 条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一　開催日時及び開催場所

二　構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、前条第４項により当該総会に出席したとみなされた構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三　議案
四　議事の経過の概要及びその結果
五　議事録署名人の選任に関する事項

３　議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名捺印しなければならない。

４　議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第４章　代表機関

（代表機関）

第 17 条　コンソーシアムの業務を執行するため、第２条に定める主たる事務所が置かれる△△研究所をその代表機関とする。

２　代表機関は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。

３　代表機関は、委託研究の実施に関し、コンソーシアムを代表して、生研センター所長と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

（業務の執行）

第 18 条　コンソーシアムの業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

一　○○コンソーシアム事務処理規程
二　○○コンソーシアム会計処理規程
三　○○コンソーシアム知的財産権取扱規程
四　その他総会において議決した規程

第５章　会計

（事業年度）

第 19 条　コンソーシアムの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。ただし、コンソーシアムの設立初年度については、コンソーシアムが設立された日から始まり、その日以後の最初の３月３１日に終わるものとする。

（資金の取扱い）

第 20 条　コンソーシアムの資金の取扱方法は、○○コンソーシアム会計処理規程で定めるものとする。

（事務経費支弁の方法等）

第 21 条　コンソーシアムの事務に要する経費は、本研究事業に係る委託費（構成員からの負担金）をもって充てるものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 22 条　構成員は、コンソーシアムの代表機関から、本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分の実施に必要な経費の分配を受けるものとする。

（年度事業実施計画及び収支予算）

第 23 条　コンソーシアムの年度事業実施計画及び収支予算は、代表機関が作成し、総会の議決を得なければならない。

第 6 章　清算

（解散）

第 24 条　コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

一　本研究事業の全部が終了したとき。

二　総会において解散の議決がなされたとき。

三　構成員が一名となったとき。

（清算人）

第 25 条　前条の規定によりコンソーシアムが解散した場合、代表機関が指定する者（代表機関が自己を指定する場合には、代表機関）が清算人となる。

２　清算人は、コンソーシアムの解散後、速やかに清算手続を開始するものとする。

（清算人の権限）

第 26 条　清算人は、次の各号に掲げる事項に関して職務を行い、コンソーシアムを代表する裁判上及び裁判外の一切の権限を有する。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の処理

四　その他前各号の職務を行うに当たり必要な一切の行為

（清算手続）

第 27 条　清算人は、その着任後遅滞なくコンソーシアムの財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の具体を定め、これらに係る書類を各構成員に送付するものとする。

２　その他清算に関する事項は、すべて清算人が独自の判断により適切と考える方法により行うものとする。

（事業終了後の残余財産の取扱い）

第 28 条　本研究事業の全部が終了した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産

があるときは、当該残余財産の取扱いについては、清算人が生研センター所長と協議の上決定するものとする。

第7章　雑則

（委託契約の遵守）

第29条　構成員は、代表機関が生研センター所長との間で締結した委託契約において、コンソーシアムが課された義務を履行するため、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2　構成員が、前項規定による措置を講じず、又は、本研究事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってコンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

（事故の報告）

第30条　構成員は、本研究事業において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合には、その内容を直ちに代表機関へ報告しなければならない。

（細則）

第31条　本研究事業に関する国の定め及びこの規約に定めるもののほか、コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、代表機関が別に定める。

2　本規約、各規程及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各構成員間で協議の上、決定するものとする。

附　則

1　本規約は、平成　年　月　日から施行する。

2　コンソーシアムの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第14条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

○○コンソーシアム事務処理規程

平成○年○月○日制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　○○コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の事務処理業務に関しては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）との間で締結した革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び○○コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　この規程は、コンソーシアムにおける事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第３条　コンソーシアムの事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理責任者）

第４条　コンソーシアムの事務処理は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に事務処理責任者（以下「事務処理責任者」という。）を置き、これが行うものとする。

２　前項の事務処理責任者は、コンソーシアム会計処理規程に規定する経理責任者を兼務することができる。

（○○事業の実施）

第５条　構成員は、生研センター所長との間で締結した本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分（以下「構成員実施部分」という。）をコンソーシアム規約に規定する年度事業実施計画（以下「年度事業実施計画」という。）に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

２　構成員は、構成員実施部分が終了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、事業の成果を記載した実績報告書を代表機関に提出するものとする。

３　代表機関は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業の内容が、年度事業実施計画の内容と適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

４　代表機関は、前項に規定する検査の結果、構成員が実施した事業の内容が年度事業実施計画の内容と適合すると認めたときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。
５　構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、構成員実施部分の遂行が困難となったときは、事業中止申請書を代表機関に提出し、代表機関は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、本研究事業に係る契約の変更を行うものとする。
６　構成員は、前項に規定する場合を除き、構成員実施部分の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業実施計画変更承認申請書を代表機関に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託契約書第 11 条のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

第２章　文書の取扱い

（文書の処理及び取扱いの原則）
第６条　コンソーシアムにおける事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。
２　文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴ることとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第７条　文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

（文書の発行名義人）
第８条　文書の発行名義人は、代表機関の長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

（文書に関する帳簿）
第９条　事務処理責任者は、文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他の必要な事項を記載した文書整理簿を作成し、これを事務所に備え付けておかなければならない。

（保存期間）
第 10 条　文書は、これが完結した日から保存し、本研究事業終了の翌年度の４月１日から起算して５年間保存するものとする。

（文書の廃棄）
第 11 条　文書で保存期間を経過したものは、第９条の文書整理簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、

その旨を当該文書整理簿に記入し、事務処理責任者による管理の下、保存しておくことができる。

２　前項において個人情報が記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第３章　雑則

第 12 条　第１条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

○○コンソーシアム会計処理規程

平成○年○月○日制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　○○コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の会計業務に関しては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長との間で締結した攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）（以下「本研究事業」という。）に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び○○コンソーシアム規約（以下「コンソーシアム規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　この規程は、コンソーシアムの会計の処理に関する基準を定め、コンソーシアムの業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

（会計原則）

第３条　コンソーシアムの会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

一　コンソーシアムの会計処理に関し、真実な内容を明瞭にすること。

二　すべての取引について、正確な記帳整理をすること。

三　会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

（口座の開設）

第４条　コンソーシアムは、これを名義とする銀行の管理口座を開設するものとする。

（※代表機関名義で既に保有している管理口座でも可能。その場合は、「コンソーシアムの口座は、○○の管理口座とする。」などと規定する。）

（会計年度）

第５条　コンソーシアムの会計年度は、コンソーシアム規約に定める事業年度に従うものとする。

２　コンソーシアムの出納は、翌年度の４月３０日をもって閉鎖する。

（出納責任者）

第６条　出納責任者は、コンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）の長とする。

（経理責任者）

第７条　コンソーシアムの経理処理は、代表機関に経理責任者（以下「経理責任者」とい

う。）を置き、これが行うものとする。
２　前項の経理責任者は、〇〇コンソーシアム事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）に規定する事務処理責任者を兼務することができる。

第２章　帳簿類

（帳簿）
第８条　経理責任者は、品名、規格、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日を記載した帳簿を作成し、これをコンソーシアム規約に定める主たる事務所に備え付けておかなければならない。

（会計伝票）
第９条　一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。
２　会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、代表機関が別に定める。
一　入金伝票
二　出金伝票
三　振替伝票
３　会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
４　会計伝票は、作成者が押印した上で、経理責任者の承認印を受けるものとする。

（帳簿書類の保存及び処分）
第 10 条　会計帳簿、会計伝票その他の会計関係書類の保存期間は、事務処理規程の規定による。
２　前項の会計関係書類を廃棄する場合には、あらかじめ、経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
３　前項において個人情報が記録されている会計関係書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

（帳簿の更新）
第 11 条　帳簿は、原則として事業年度ごとに更新する。

第３章　予算

（予算の目的）
第 12 条　予算は、事業年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（予算の目的外使用）
第 13 条　予算は、定められた目的以外に使用してはならない。

（予算の執行）

第 14 条　コンソーシアムの運営に係る事務に要する予算の執行については、経理責任者の決裁を受けなければならない。

２　本研究事業に係る構成員自らが実施することとなっている部分に要する予算の執行については、当該構成員の内部規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

第４章　出納

（金銭出納の明確化）

第 15 条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、その事務を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

２　金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

（支払方法）

第 16 条　出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、出納責任者の承認を得て行うものとする。

２　支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これにより難い場合として出納責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

（領収証の徴収）

第 17 条　金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

２　金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

（金銭の過不足）

第 18 条　出納の事務を行う者は、原則として毎月１回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第７条第１項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第５章　物品

（財産管理台帳）

第 19 条　コンソーシアムは、本研究事業により取得した 10 万円以上の機械及び備品の管理に当たり、別紙の財産管理台帳（機械及び備品）を備え、機械及び備品の取得、使用、移動、処分等異動増減の都度それぞれの内容等を記録し、現状を明確に把握しておくものとする。

（物品の善管注意義務）

第 20 条　本研究事業のために購入した機械及び備品の管理については、コンソーシアムはその責任において善良な管理を行い、保全に万全を期するものとする。

２　本研究事業終了後、同種の事業を実施するため引き続き前項の物品を使用する場合は、本研究事業の委託契約書の定めに従うとともに、引き続き前項の注意義務を果たすものとする。

（物品の表示）

第 21 条　機械及び備品の表示は次の管理用銘版による。

物　品　標　示　票	
事　業　名	革新的技術創造促進事業 （異分野融合共同研究）
コンソーシアム名	
品　名	
物品番号	
取得年月日	年　月　日
備考	△△機構　××研究所

第６章　決算

（決算の目的）

第 22 条　決算は、事業年度ごとに会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（決算書の作成）

第 23 条　経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、代表機関に報告しなければならない。

一　収支計算書

二　財産目録

（年度決算の確定）

第 24 条　代表機関は前条の計算書類を総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

第７章　雑則

第 25 条　第 1 条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

附　則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

財 産 管 理 台 帳（機 械 及 び 備 品）

品目（単位）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日	整理区分	摘　要	異動高				現在高		処分制限期間		備　考
			増		減				耐用年数	処分制限期限 年　月　日	
			数　量	価　格	数　量	価　格	数　量	価　格			
				円		円		円			

（注）　（１）品目ごとに別葉とする。

（２）整理区分欄には購入等を記入する。

（３）処分制限期間欄には、耐用年数４年を記入し、処分制限期限(取得年月日の４年後の前日(対応日))を記入する。

（４）備考欄には設置場所を記入する。

○○コンソーシアム知的財産権取扱規程

平成○年○月○日制定

（目的）

第１条　この規程は、○○コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）所長との間で締結した革新的技術創造促進事業（異分野融合共同研究）（以下「本研究事業」という。）の実施を通じて発生する知的財産権の取扱い等に関して必要な事項を定めることにより、活発な研究開発の促進を図るとともに、知的財産権の帰属及び出願手続等について明確にすることを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げる権利をいう。

一　特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

二　実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

三　意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

四　回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権

五　品種登録を受ける地位又は育成者権

六　著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）

七　事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）上保護される権利に係るもの

（帰属）

第３条　本研究事業の実施により発生した知的財産権のうち、委託契約書の規定により生研センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、これらの者の間で協議し、決定※するものとする。

※　知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持分を決定する旨を明示することも可。なお、知的財産権につながる研究成果が現れた後に改めて権利の帰属を決することも可能ではあるが、成果の内容によっては関係者の間で意見が対立する可能性があるため、あらかじめ決めておくことが望ましい。

（出願）

第４条　本研究事業の実施により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

２　前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当た

っては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定※1の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を※2決定するものとする。

3　第１項及び第２項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なくコンソーシアム規約に規定する代表機関（以下「代表機関」という。）に報告するものとする。

※１　協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者（特定の者が一括して行うか否か）等を想定。
※２　「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規程において明示することも可。

（維持管理）

第５条　知的財産権の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用については、前条の規定を準用する。

（持分譲渡）

第６条　知財共有構成員が自己の有する持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員の同意を書面により得なければならない。

2　譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表機関に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しないときは、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

（第三者への実施許諾）

第７条　本研究事業により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。

2　前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申込みを受けた知財共有構成員は他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3　第１項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第２項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定※するものとする。

（※「持分比率」等により決定する旨明示することも可。）

（自己実施）

第８条　構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、知財共有構成が自

ら実施しようとするときは、当該知財共有構成員以外の者と実施の支払等について定めた実施契約を連名により締結する。

（持分放棄）

第９条　知財共有構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

２　前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

（共同研究に係る発明補償）

第 10 条　知財共有構成員は､知的財産権の発生に寄与した従業者に対する補償をそれぞれ自己の属する従業者に対してのみ、自己の規程等に基づき補償する。

（共同出願契約の締結）

第 11 条　第４条第２項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第３条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

（秘密の保持）

第 12 条　構成員は､本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一　知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報

二　知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報

三　秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明きる情報

四　構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報

五　委託契約書の規定に基づく事前協議により生研センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研センター所長の同意を得た情報

２　構成員は、本研究事業における自己の従業者に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

（成果の公表）

第 13 条　前条の規定にかかわらず､構成員が､自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の○○日前までにその内容を他の構成員及び代表機関に書面により送付するものとする。

２　前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考える構成員は、当該書面を受領後○○日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び代表機関に送付するものとする。

３　代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

（生研センターとの関係等）

第 14 条　本研究事業における構成員と生研センター所長との間の権利保有関係については、本規程に定めるもののほか、委託契約書に定められている知的財産権の取扱いに係る契約事項を遵守しなければならない。

２　構成員は、代表機関が生研センター所長に対して次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ代表機関に対してその内容等につき報告を行い、関係書類の作成に協力をしなければならない。

一　委託契約書の規定に基づき確認書を提出する場合

二　委託契約書の規定に基づき研究成果報告書を提出する場合

三　委託契約書の規定に基づき試験研究成果の公表に際しての事前協議を行う場合

四　委託契約書の規定に基づき特許権等出願通知書、特許権等通知書又は著作物通知書を報告する場合

五　委託契約書の規定に基づき著作物通知書を提出する場合

六　委託契約書の規定に基づき特許権等の譲渡についての事前協議書を提出する場合

七　委託契約書の規定に基づき特許権等の実施許諾についての事前協議書を提出する場合

八　委託契約書の規定に基づき特許権等の国外実施についての事前協議書を提出する場合

九　委託契約書の規定に基づき特許権等の放棄についての事前協議書を提出する場合

十　委託契約書の規定に基づき優先的利用の許諾を受ける場合

第 15 条　本研究事業に関する国及び農研機構の定め、コンソーシアム規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定める。

附　則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。

「○○コンソーシアム」参加契約書

「××××の開発」委託事業（以下「本委託研究事業」という。）を実施するために、本委託研究事業に参加する法人等（以下「構成員」という。）は、「○○コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の成立にあたり、次の通り契約を締結する。

（定義）
第１条　本契約に用いられる用語で、別紙のコンソーシアム規約（以下「規約」という。）に定義されているものは、その定義どおりとする。

（総則）
第２条　構成員は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）とコンソーシアムとの委託契約書の規定及び規約に従うことを同意することをここに確認し、コンソーシアムに構成員として参加することに合意する。

（構成員による事業の実施）
第３条　構成員は、生研センター所長とコンソーシアムとの委託契約に基づく委託契約書に明記された委託試験研究実施計画を善良なる管理者の注意により実施する。

（有効期間）
第４条　本契約の有効期間は、本契約締結の日より規約に定めるコンソーシアムの解散の日までとする。ただし、規約に定める義務がコンソーシアムの解散後も存続する場合は、その存続期間中、第２条に定める構成員としての規約遵守義務は存続するものとする。

（協議）
第５条　本契約に記載のない事項または解釈上の疑義については、信義誠実の原則に従い、構成員間の協議により決定するものとする。

本契約の成立を証して全ての構成員の記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

構成員　　住　所
　　名　称
　　代表者氏名　　印

住　所
名　称
代表者氏名　　印

住　所
名　称
代表者氏名　　印

住　所
名　称
代表者氏名　　印

住　所
名　称
代表者氏名　　印

（代表機関）〇〇大学法人　〇〇大学　御中
〇〇コンソーシアム構成員　御中

「〇〇コンソーシアム規約」同意書

当法人、〇〇〇〇は、頭書各位に対して、別紙「〇〇コンソーシアム規約」に同意する契約（以下「本契約」という。）に申し込みます。

当法人は、頭書各位全員が当法人同様本契約の締結を申し込んだ場合、本契約が、当法人及び頭書各位全員との間で締結されたものとみなされることにあらかじめ同意します。

平成　　年　　月　　日

住　所
名　称
代表者氏名　　印

○○共同研究機関協定書ひな形

（名称）

第１条　この機関は、○○共同研究機関（以下「機関」という。）と称する。

（※　ここでいう「機関」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムのことであるが、協定書等において必ず「コンソーシアム」を用いなければならない、ということはない。本条はコンソーシアムという名称を用いない例を示すもの。）

（目的）

第２条　機関は、○○（以下「委託研究」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

（構成員の住所及び名称）

第３条　機関の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○○
　○○○研究所
○○県○○市○○町○○番地
　国立大学法人○○大学
○○県○○市○○町○○番地
　○○県○○研究所
○○県○○市○○町○○番地
　株式会社○○

（代表者の名称）

第４条　機関は、○○○法人○○○研究所を代表者とする。

（※　ここでいう「代表者」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムの代表機関のことであるが、協定書等において必ず「代表機関」を用いなければならない、ということはない。本条は代表機関という名称を用いない例を示すもの。）

（事務所）

第５条　機関は、主たる事務所を代表者である○○県○○市○○○法人○○○研究所内に置く。

（代表者の権限）

第６条　代表者は、委託研究の実施に関し、機関を代表して、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、本協定に基づき他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

（研究の分担）
第７条　各構成員の研究の分担は、別添委託研究実施計画書のとおりとする。

（運営委員会）
第８条　機関は、構成員全員をもって運営委員会を設け、毎年度、委託研究に関する契約に基づいて年度実施計画を定め、収支決算を審議するなど委託研究の円滑な実施に当たるものとする。

（構成員による研究の実施）
第９条　構成員は、年度実施計画に従って、当該構成員の分担する研究を実施するものとする。

（委託費の配分）
第 10 条　構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けるものとする。
２　前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。

（実績報告）
第 11 条　構成員は、毎年度、担当する研究が終了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、代表者に提出するものとする。

（検査）
第 12 条　代表者は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が年度実施計画の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は実地に検査を行うものとする。

（委託費の配分額の確定）
第 13 条　代表者は、前条に規定する検査の結果、構成員が実施した研究の内容が年度実施計画の内容に適合すると認めたときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。
２　前項の委託費の確定額は、各構成員が分担する委託研究に要した経費の実支出額と第 10 条第２項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）
第 14 条　代表者は、前条の規定により委託費の配分額が確定した後、構成員からの適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、構成員がその分担する委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、代表者は、これを適当と認めたときはこれを支払うことができる。

３　構成員は前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書を代表者に提出するものとする。

（過払金の返還）

第 15 条　構成員は、既に支払を受けた委託費が、第 13 条第１項の委託費の配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、代表者の指示に従って返還するものとする。

（委託研究の中止等）

第 16 条　構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する委託研究の遂行が困難となったときは、委託研究中止（廃止）申請書を代表者に提出し、代表者は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと協議の上、委託研究に係る契約の変更を行うものとする。

２　前項の規定により契約を変更するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

（計画変更の承認）

第 17 条　構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。委託契約書第 11 条のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

（物品管理）

第 18 条　構成員は、委託研究のために購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　委託研究終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を代表者が指定したときは、構成員は、代表者の指示により当該物品を返還するものとする。

（帳簿等）

第 19 条　構成員は、分担する研究に要した経費について、帳簿を作成・整備した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。

２　構成員は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

３　構成員は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、委託研究終了の翌年度の４月１日から起算して５年間、整備、保管しなければならない。

４　構成員は、実績報告書の作成、提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

５　構成員は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと代表者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費並びに人件費及び賃金）

第 20 条　構成員は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも委託研究と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

２　構成員は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第 21 条　この委託研究に関する研究の成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）のうち委託研究に係る契約書に基づき生研センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定するものとする。

一　特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

二　実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

三　意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

四　回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権

五　品種登録を受ける地位又は育成者権

六　著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）

七　事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）上保護される権利に係るもの

２　この委託事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、研究成果報告書により、遅滞なく代表者にその旨を報告するものとする。

（出願）

第 22 条　前条により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

２　前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を決定するものとする。

３　第１項及び第２項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なく代表者に報告するものとする。

（維持管理）

第 23 条　知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第１項及び第２項の規定を準用する。

（持分譲渡）

第 24 条　知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、他の知財共有構成員及び代表者の同意を書面により得なければならない。

２　譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表者に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

（第三者への実施許諾）

第 25 条　委託研究により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申し込みを受け付けるものとする。

２　前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

３　第１項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第２項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定するものとする。

（自己実施）

第 26 条　構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

（持分放棄）

第 27 条　知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

２　前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

（共同研究に係る発明補償）

第 28 条　知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

（共同出願契約の締結）

第 29 条　第 22 条第２項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 21 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

（成果の公表）

第 30 条　構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、事前にその内容を他の構成員及び代表者に通知するものとする。

（取引金融機関）

第 31 条　機関の取引金融機関は○○銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（委託契約の遵守）

第 32 条　構成員は、代表者が生研センター所長との間で締結した委託契約において、機関に課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

２　構成員が、前項に規定する措置を講じず、又は、委託研究を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって機関又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

（事故の報告）

第 33 条　構成員は、委託研究において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに代表者へ報告しなければならない。

（協定書に定めのない事項）

第 34 条　本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書○通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各２通に、それぞれ記名押印の上、各自押印のもの１通を保有するものとする。

平成○年○月○日

独立行政法人〇〇〇研究所	理事長	印
国立大学法人〇〇大学	学長	印
〇〇県〇〇研究所	所長	印
株式会社〇〇	社長	印

（別添）委託研究実施計画書

1　全体計画

研究項目	平成26年度	平成27年度
1.　○○技術の開発	（○○○研、	○○大学）
(1) ○○の解明	（○○研究所、	○○○研）
(2) ○○技術の体系化		
2.　○○の開発	（○○大学）	
(1) ○○の解明	（○○研究所、	(株)○○）
(2) ○○の開発	（○○○研）	
(3) ○○マニュアル作成		（○○○研）

2　分担計画

構成員名	分担内容	研究担当者
○○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
○○大学	○○のうち○○、○○	○○
○○研究所	○○のうち○○、○○	○○
(株)○○	○○のうち○○	○○